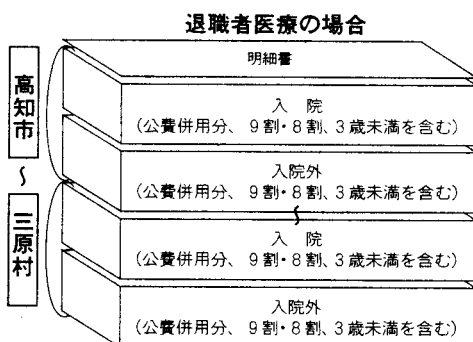
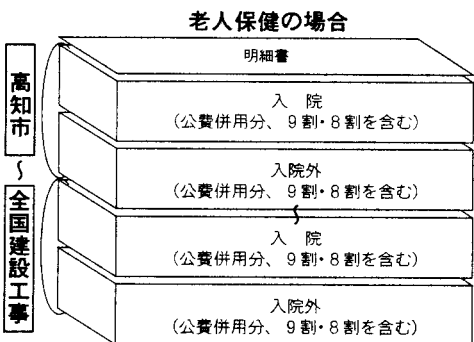
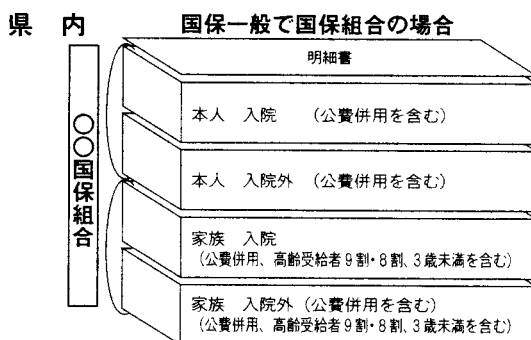
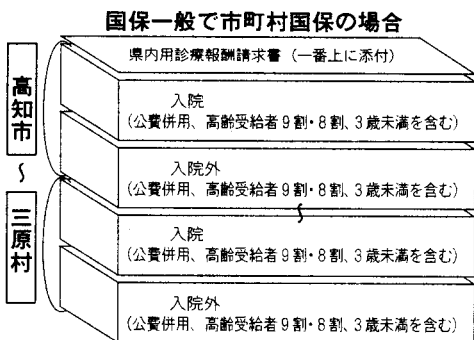


請求書及び明細書の編綴要領

請求書と明細書は次の要領で編綴してください。全国歯科、中央建設、全国土木、全国建設工事業は県内分と同じ取り扱いです。

1 県内分 は国保一般分(公費併用と高齢受給者と3歳未満を含む)、老人保健分、退職者医療分(公費併用と高齢受給者と3歳未満を含む)をそれぞれ保険者毎に、入院、入院外の順に綴じ、請求書を一番上に添付してください。

国保一般分(公費併用を含む)の国保組合分については給付割合が同じ場合でも「本人」分と「本人以外(高齢受給者と3歳未満を含む)」分を別々に綴じてください。請求書には一括して集計してください。



◎ 老人保健と原爆被爆者(法別19)の併用分(原)の請求書の記載方法

該当の保険者の備考欄に、入院、入院外別に件数を記載してください。(例 入院の場合(原)入1件 入院外の場合(原)1件)

◎ 福祉医療費(母)(乳)(障)(高齢)(幼)請求書、健康診査費(妊婦・乳児)、予防接種請求書(イン)(三)(二)(麻)(風)(日)(B)の編綴と集計方法について

国保の診療報酬請求書を集計する診療報酬請求書とは別の請求書に、「母子(43)」「乳児(45)・障害(46)」「高齢障害(47)」「幼児(48)」「妊婦(70)・乳児(71)」「インフル(80)」「三種(81)・二種(82)」「麻疹(83)」「風疹(84)(85)」「日脳(86)」「BCG(87)」を、それぞれまとめて件数、点数、金額等の合計を集計してください。

◎ 特別療養費(国保被保険者資格証明書による療養分)の取り扱いについて

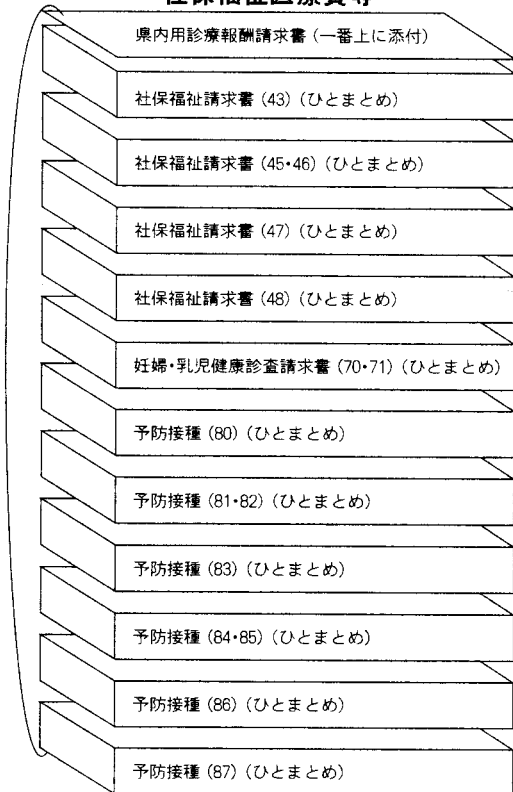
特別療養費の明細書は、特別療養費と上部余白へ朱書きし、県内・県外にかかわらず通常請求している診療報酬明細書分の中には並べず、別にして提出してください。(請求書の添付は不要です)

◎ 県内保険者分の中に老人(負担)市町村が県外であるもの及び、公費負担医療が県外であるものは、県外用請求書をつけて綴じてください。

◎ OCR打ち出しレセプトの編綴方法について(お願い)

- ① 各保険者毎の入院、入院外別に並べてください。
- ② 入院外レセプトのうち2号紙(付箋等)を貼付したレセプトについては各保険者の上部にまとめてください。
- ③ OCRデータに係る内容を手書きで訂正又は、加筆したレセプトはOCRエリアを「✓」で抹消してください。

社保福祉医療費等



◎ お願い
交通事故などの第三者傷害及び自責行為によるものは、速やかに保険者に連絡下さい。

2 県外分

は国保一般分、退職者医療分、老人保健分をそれぞれ右図の区分のとおりに分け、保険者別に県外用請求書をつけて綴じてください。

本人と家族の給付割合が異なる保険者(国保組合分含む)は、給付割合別に県外用請求書をつけて綴じてください。

公費併用分(県単公費、公費19を除く)については、県外用請求書の公費負担医療欄に再掲をしてください。

※国保一般分(3歳以上70歳未満)については県外用請求書の給付割合に○をつけてください。

県外用診療報酬請求書	
国保一般(70歳以上9割)	入院 入院外
国保一般(70歳以上8割)	入院 入院外
国保一般(国保組合分含む)	入院 入院外
国保一般(3歳未満)	入院 入院外
退職(本人)	入院 入院外
退職(70歳以上9割)	入院 入院外
退職(70歳以上8割)	入院 入院外
退職(被扶養者)	入院 入院外
退職(3歳未満)	入院 入院外
老人9割	入院 入院外
老人8割	入院 入院外

交通事故等の表示

交通事故等による明細書には、特記事項欄に10・第三または㊦の表示を行うとともに、事故に関係のない疾病分に下線を引き、摘要欄に交通事故対象点数を記載してください。

お問い合わせは 求償係 (088) 820-8415 までお願いします。

〒780-8536 高知市丸ノ内2丁目6番5号

高知県国民健康保険団体連合会

電話 審査第1課 管理係 (088) 820-8402 業務係 (088) 820-8407
 審査第2課 第1係 (088) 820-8404 第2係 (088) 820-8405
 第3係 (088) 820-8406 F A X (088) 820-8412
 ホームページアドレス <http://www.kochi-kokuhoren.or.jp>